

「高濃度エタノール製品」に該当する酒類を販売する場合の 留意点(ポイント)について

「高濃度エタノール製品」に該当する酒類を含む酒類の販売を業として行う場合は、酒税法上、酒類販売業免許が必要となります。

- 最近、フリーマーケットやオークション等の形態によるインターネット販売において、「高濃度エタノール製品」に該当する酒類を販売する事例が見られます。その際、それが「業としての販売」に該当する場合には、酒類小売業免許が必要です。

(※) 例えば、「高濃度エタノール製品」に該当する酒類を複数の販売者から購入し、あるいは単発の取引でも多くを購入し、それを販売するような場合は、実質的に「業としての販売」に該当する可能性があります。

酒類を無免許で販売すると・・・

酒税法に規定する罰則（1年以下の懲役または50万円以下の罰金）の対象となります。

- また、「高濃度エタノール製品」に該当する酒類の販売については、酒税法の他に、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、消防法等の関係法令も適切に順守する必要があります。

上記については、「高濃度エタノール製品」に該当する酒類を販売する方はもとより、インターネット販売等のプラットフォームの事業者におかれても、十分にご留意をいただき、提供しているプラットフォームにおいて適切に対処するようお願いいたします。